

盛岡・八戸両藩の分立

—経緯の再検討と考察— (上)

千葉 一大

はじめに

本稿は、寛文四年（一六六四）、陸奥盛岡藩主南部重直の死を契機とする相続問題と、その後の幕府裁定による盛岡藩・八戸藩分立について、検討・考察を加えるものである。

盛岡藩政史を研究する上で大きな出来事であるこの問題については、以前から言及がなされてきた。長らく主張されてきた旧説では、重直が嗣子を定めず病死したため盛岡藩は断絶の危機に直面したが、幕府によって盛岡・八戸両藩が新たに容認されたとする^①。一方最近唱えられ出した新説では、重直が死去前に自分の継嗣について幕閣に願い出ており、遺領を分与された重直の弟重信・直房は新規取り立てではなく分割相続で、重信が藩主となった盛岡藩は普通の遺領相続、また直房は遺領の内二万石を得て新規に大名となったという見解を採る^②。

筆者はこの問題について、普通の遺領相続が行われたものではなく、幕府が重信・直房を新規に取り立て、その所領として重直遺領を分与する裁定を下したもので、重信を藩主とする盛岡藩、直房を藩主とする八戸藩が新たに成立したものと述べたことがある^③。本稿で再び筆者が言及

するのは、幕藩関係の中で両藩の分立を考え、これまでの諸論考に欠けている当時の政治動向、幕府の大名統制策、武家養子法・武家相続法に関する先行研究の成果を取り入れた検討が必要と考えたことにある。その意味から、田原昇氏の論考^④は、画期的な視点をこの問題の検討に持ち込んだものといえよう。また八戸藩政史研究の視点からも、工藤祐董氏により傾聴すべき見解が示されている^⑤。ただ、両氏とも論証の根幹史料として幕末期盛岡藩の私撰史書『内史略』(岩手県立図書館蔵、以下同館を岩県図と略記^⑥)を用い分析を加えており、幕府・藩政史料ないし同時代史料を用いた論証ではない。このような点から、史料の側面と研究成果活用の両面からこの問題を再検証することが必要と考える。

藩主の地位交代を研究することは、幕藩関係の研究上、また藩政史研究上でも大きな問題だといえる。そのため、各個別事例の詳細な検討とその蓄積による比較が必要な課題である。本稿で取り上げる事例は、この当時の大名家相続に関するさまざまな視点を内包するように思われる。そこで本稿では、古くから蓄積のある武家の相続問題や養子のあり方^⑦、家督相続をめぐる御家騒動、大名分家に関する先行研究の所見を踏まえ、大名の養子選定、家中騒動の実例、幕府の裁定が持つ意味、裁定後の分

立過程を幕府や盛岡藩側の諸史料から具体的に検証し考察を加えるとともに、本問題が発生する前提条件や、以後の盛岡・八戸両藩に与えた影響についても言及したい。

なお、本稿は長文にわたるため、今号・次号の分載となる。読者各位におかれては、これを諒とされたい。

一 大名家の相続について — 先行研究の整理を兼ねて —

まず、南部家の相続問題を論じる前に、問題点の理解・整理のために、大名を中心とする近世武家相続法・養子法の原則について、「はじめに」において筆者が言及した先行研究（註（7）～（8）を参照されたい）において明らかになった成果を簡単にまとめておきたい。

大名家の相続は、將軍の承認によつてはじめて実現するものである。將軍と大名の関係は、將軍が大名に対して所領の支配を認める「御恩」の見返りとして、大名が軍役やそれに変わる普請役等の役務負担を行う「奉公」を果たすという主従関係を基本とする。この関係が幕府の安定に伴い徐々に深化し、領知支配の継続が將軍から大名に代々認められるようになる。ただし、主従関係の原則の元にあるため、將軍の代替わりの際には所領支配の「保証書」である領知宛行状が大名に発給され、大名の代替わりの場合、大名側が幕府に願ひ出る相続願に対して、將軍から新当主に家督相続・所領支配継続を認める旨を「仰付」ることによつて、大名としての立場が公認されるという手続きがなされた。

大名家の相続には基本的に二通りの形が存在する。まず、当主の隠居

による代替わりは、当主が隠居理由・後継者への相続を願う隠居願を提出し、それを受けた幕府側が当主と相続人を江戸城に呼び出し、隠居を許可し家督相続を仰せ付けるという手続きがとられる。一方、当主の死去に伴う相続は、当主の死去の届出と同時に、相続人が忌に服するため、後継者への家督継承の仰付は忌明け後になされることが多かった。

大名相続の基本は嫡男単独相続が原則で、被相続人の願ひにより、諸子への分割相続（分知配当）が可能だとされる。しかし、最近の研究により、江戸時代中期の相続では嫡男による単独相続の形が取られることが多かったが、本稿が検討を加える時期を含む、江戸時代初期から前期にかけての相続では、相続人が長男ではなかったり、分割相続の事例も多く存在したりすることが明らかにされている。

大名に実子不在の場合は、養子による相続も認可された。その原則として、いずれも十七世紀半ばになって確立された末期養子の認容と、筋目や血縁を重視する厳格な部分という二つの側面が存在する。

末期養子（急養子）とは、大名や旗本が死の直前に養子を指名し、相続を願うことである。十七世紀の前半において、幕府は生前健勝のうちに養子の申請手続きを求め、末期段階になって養子を申請しても原則相続不許可とされた。このため無嗣を理由に絶家とされる大名家が多数にのぼっていた。しかし、慶安四年（一六五二）十二月に末期養子（急養子）の禁が緩和され、五〇歳未満の末期養子が認められたことにより、安定的な家の存続が保証される大きな転機となり、無嗣断絶は減少に転じた。この末期養子の禁緩和は、慶安事件（由井正雪の乱）が発生したことにより、社会不安にもつながらる浪人増加に歯止めをかける意図から、

その原因となる無嗣を理由とする大名の取り潰しを減らすために実施されたものとするのが通説であるが、一方において、緩和が徳川家光自身の発案によるもので、それを裏付けるように無嗣絶家が家光在世中から緩和されはじめているとの指摘もあり、この時期が幕府による養子制度の整備をはかる時期にさしかかっていたことがより強い背景として考慮されるべきだろう。

ただし、この緩和によっても当主が五〇歳以上、加えて一七歳未満の場合はその範疇の外に置かれ、原則として相続が認められなかった。特に五〇歳以上に対する制約は、跡継ぎを定めておくのが武士の嗜みとして当然だという発想からのものであるとされる。

一方において、寛永九年（一六三二）九月制定の「諸士法度」¹²で、すでに筋目なきものは養子として許容されないと定められているが、さらに寛文三年（一六六三）の「諸士法度」改訂によって、血縁的親疎の重視の側面から、同姓の弟を筆頭に同姓男子が養子に優先的に選定され、異姓養子が規制される原則が法令上でも確立した。

しかし、旗本・御家人を対象とする「諸士法度」は大名に適用されていたかどうかという点が問題点として残されている。別に大名統制の基本法令である「武家諸法度」が存在するためである。福田千鶴氏が註（7）論文で指摘するように、実は「武家諸法度」において、大名相続に関する規定は相続人たる養子に関する規定のみで、しかも天和三年（一六八三）発布の「武家諸法度」（天和令）¹³に盛り込まれたのが初めてである。ただし、大筋の部分で大名が「諸士法度」に定められた原則に規制され、または慣行として従っていたとみなされることが多い。ま

た註（8）に掲げた小柴良介氏の論文が実証的に明らかにしたように、「諸士法度」以前にも嗣子なく断絶した大名家が存在する点からみて、相続人がいなければ家が断絶するという基本原則は、法令に明記されなくとも自明の理として大名の側に認識が存在したとみなされよう。

福田氏が指摘する問題点からも明らかのように、従来の研究では、幕府による既存の武家相続法・養子法の規定に準拠した考察がなされてきたが、幕府と大名家の関係の濃淡などもふくめ、実際に直面したそれだけの状況に即して、より具体的に大名の相続を検討することが求められるようになりつつある、というのが、最近の研究状況である。

二 系譜書上と官撰史書の間

南部家の問題を論じるに当たって、その冒頭、江戸幕府と盛岡藩主南部家が、幕藩関係において両藩分立を如何に認識しようとしたのかを確認しておきたい。

筆者が検討材料とするのは、江戸幕府によって寛政年間以後数次に渡りなされた家譜編纂事業の際、盛岡南部家から幕府に提出され、編纂作業の材料とされた系譜書上と、その系譜をもとに幕府が編纂主体となり編纂された『統藩翰譜』¹⁴（藩翰譜続編）とも。以下『統編』と略す。『寛政重修諸家譜』（以下『寛政譜』と略す）や幕府の正史として編まれた『徳川実紀』といった史書である。

網野善彦氏は、系図・由緒書等が、歴史叙述の一形態として、時代の思潮、社会の動向を捉えるための絶好の史料で、系図作成の動機を探る

ことは当時の社会のあり方を考える上で重要だと述べている¹⁶⁾。幕府の系譜編纂事業は、系譜呈上を求められる大名家にとつては、自らの過去の歴史を調査・再確認し公的に示す機会となる。すなわち南部家が公的な系譜書上において両藩分立に関するいわば「公式見解」を示すことは、幕藩関係の中で発生した事件を如何に認識したか提示することに他ならない。その記述が生まれた背景を考えることがこの論文の主題にも重要なことになるだろう。

老中松平定信が断行した「寛政の改革」の一環として、江戸幕府による家譜編纂事業が復活した。幕府は諸大名から系譜を提出させ、それに基づき『統編』や『寛政譜』の編纂が行われた。

この家譜編纂事業は、定信の命により開始された『統編』の編纂がその端緒となった。定信の自叙伝『宇下人言』にあるように、新井白石の著した『藩翰譜』にひき続くものとして、諸家から系譜を提出させ、¹⁷⁾『藩翰譜』収録期間下限の延宝八年（一七八〇）より十代將軍家治が死去する天明六年（一七八六）までを記述するもので、寛政元年（一七八九）九月より奥右筆組頭瀬名貞雄・儒者岡田寒泉らを中心に編纂が開始され、その後幕府右筆所の面々が引き継ぎ編纂を分担、文化三年（一八〇六）十二月に完成をみている¹⁸⁾。

南部家が『統編』編纂に必要な系譜を提出した後、公儀の沙汰によって、南部重直とその子息・弟を対象とする系譜書上（以下「系譜」）を再度提出したのは寛政四年八月のことである。その下書きとみられるものや提出原本の控が盛岡市中央公民館に所蔵（以下同所を盛中公と略記）されている。重直の初目見、叙任、上洛供奉、御暇上使派遣、寛永

二十年（一六四三）に発生した異国船の閉伊郡山田浦漂着事件（プレスケンス号事件）への対応、死去記事と、ほぼ幕藩関係関連の記事が記されている。このほか下書きには貼札・掛紙が付されており、正室（加藤嘉明娘、のち離縁）、生誕、家督御礼、二度の江戸城普請手伝（寛永十三年、正保二年）、黒田騒動による福岡藩家老栗山利章親子御預、法名・葬地に関する記事が記されている。これらの掛紙がいつ付されたかは不明だが、もしこの系譜書上編纂時付せられたものなら、これらの記事は何らかの理由によつて結局記されなかったものと考えられる。また、子息として挙げられている数は養子一名を含めて四人、順に女子（早世）、某（吉松、早世）、女子（早世）、某（内蔵助、堀田正盛末子、養子）となっている。重直の弟として記載されているのは重信と直房二名のみで、本来重信と直房の間に存在する、重直にとつてはもう一人の弟利長（山田主水¹⁹⁾）についての記載はない。重信の経歴は、はじめ家臣七戸直時の嗣となり七戸隼人と号し、兄重直の家を継いだと記されている。直房は初め中里数馬と称したこと、さらにその家系が当時の八戸藩主南部信房に連なることが記される。

この重直を中心とする系譜の提出を幕府が求めたのは、『統編』編纂にあたり、寛文四年の盛岡・八戸両藩の分立という事態を重くみたという側面もあったからではないか。重直の公儀との関係、実子・養子の動向、盛岡・八戸両藩の藩主となった弟たちとの関係、それらの中から両藩分立という決定に至る要素・理由を読み解こうとしたと考えたい。

『統編』の南部家に関する記述は、「系譜」を記述の主要な材料としたと考えられる。例えば重信が「信濃守利直が二男」とされる点は、

「系譜」に重直と重信の兄弟関係を長兄重直・次弟重信のように記したことによるとみられるし、重直嫡男吉松の早世、養子内蔵介死去なども「系譜」にある重直子息の記載を生かした記述と考えられる。

一方『続編』では、「世つきの事とも望まるへし、心やすかるへきよし、たまたま仰せられてしをたのみ奉りて、こひ申す事もなくてうせぬ」とあり、重直が世嗣について望みを申し出るように「たまたま仰せられ」たことを頼みとし、そのまま願ひ出ることなく死去したとし、さらに「かくて寛文四年十二月六日第二人に遺領をわかち賜ふ」と述べ、「系譜」にある重信が兄の家を継いだという見解ではなく、幕府により重直遺領が分けられ重信・直房にそれぞれ与えられたとしている。

すなわち、この問題に関する『続編』での幕府側の見解は、重直が相続に申し出なかつたことにより遺領分割を招き、重信は直房と共にその分割の配分を得たという記述なのである。いわば家督相続という大名家にとって重要な問題における重直の怠慢を強調する形である。この記述は、「世嗣とすべき子なりし程に、舍弟等に所領を分ち譲る」とする『藩翰譜』の記述と異なる見解である。

その後江戸幕府が編纂した史書、すなわち『続編』編纂事業が発展した形の産物である『寛政譜』や、幕府の官撰史書『徳川実紀』での見解はどうか。

『寛政譜』における南部家の系譜は巻二百十・二百十一に載っている。巻二百十の重信譜では、「寛文四年十二月六日さきに兄重直嗣なきにより養子の事をこひ申といへどもいまだに御ゆるし蒙らすして卒するにより、其遺領のうち八万石を重信にたまひ、二万石を弟数馬直房にたま

ふ」とあり、また巻二百十一の直房譜でも「寛文四年十二月六日兄山城守重直が遺領のうち、陸奥国三戸、九戸、志和三郡のうちにをいて二万石をわかち賜り（下略）」とある。ここでも幕府から養子の許可を得ないまま死去した重直の遺領を分け、重信・直房に与えた旨が記されている。『続編』と若干異なるのは、重直が嗣子なきため養子について請うところがあつたが、將軍から正式な許しがないまま死去したということを重ねた点であろう。

『徳川実紀』の記載では、重直がかねて「公の御旨にまかせ養子せん事こひ置て」死去したために、重直の遺領一〇万石を第二人に分け与えたと記す²⁵。加えて、直房の墓伝には、「藩翰譜には重直卒せし時、八戸の地を分ちゆづるとあるは誤れり、重直おもふ所やありけん、遺領の事聞えあげずしてうせければ、おほやけより、舍弟等に分ちたまひしにて、重直がゆづりしにはあらず」と記されている²⁶。重直から直房に八戸が分け与えられたという『藩翰譜』の記述を否定し、幕府により重信・直房兄弟に重直遺領が分け与えられたとする。

両書における盛岡藩主・八戸藩主が家督した際の記事を別表一・別表二に示した。「一」で見たように、大名家の相続には基本的に当主隠居によるものと当主死亡によるもの二通りの形が存在する。これらの史書の記述をみると、盛岡藩主の場合、当主死去後の相続では「遺領を継」（『寛政譜』）、「遺領十萬石をつがしむ（つがしめらる）」（『徳川実紀』）などの言い回しを用い、また石を襲しむ（襲しめらる）」（『徳川実紀』）などの言い回しを用い、また先代の致仕による相続では「封を襲」（『寛政譜』）とか「致仕し（中略）原封十萬石をつがしむ」（『徳川実紀』）という言い回しで記述が

されており、当主が隠居して相続がなされる場合と、当主が死去して相続がなされる場合では、記述の差異が見られる。これは八戸藩主の場合も同様である。それぞれの書の凡例に当たる「御実紀成書例」や「寛政重修諸家譜条例」²⁸には、これら相続に関する用語の規定は設けられていないが、家督の記述にあたり記述を使い分けることは、編纂に当たった人々の念頭に明確にあったとみなしうる。

しかし、重信・直房の場合はその使い分けとは異なる記述がなされている。重直の跡目を通常に相続したのなら、当主死去による相続である「遺領を継」や「遺領をつがしむ」といった言葉が用いられるはずだが、表に示したように、遺領のうちを「給ふ」・「賜はり」という語が用いられているのである。つまり、これらの史書の編纂者は、通常の遺領（家督）相続とは異なるものとしてこの問題を捉えたということであろう。

以上見たように、これらの幕府の官撰史書上では、各書で微妙に記述の差異が存在するとはいえ盛岡南部家の「系譜」に示された南部重信が兄重直の家を相続したという盛岡藩側の「公式見解」は採られず、幕府が嗣子なく死去した重直遺領を重信・直房両名に分ち与えたという見方を採用している。すなわち盛岡藩側からすれば、幕府の公的編纂史料において、自家の歴史見解を否定された形になる。この点は南部家宗家としての盛岡南部家の主張の正当性にも響きかねない点だといえる。

寛文四年に盛岡・八戸両藩の分立を招いた事態は、幕府の見解と盛岡藩側の見解のいずれが真相に近い見方なのか。また幕府の官撰史書は、南部家提出の「系譜」に記された南部家の相続人たる重信という見解をなぜ採用しなかったのだろうか。以下、具体的に史料に基づきながら論

証を加えたい。

三 南部重直の相続人選定

(1) 嗣子の不在

南部重直は、その相続人たる実子に恵まれなかった。重直の子息の人数は史料によって人数が異なり一定しない。「聞老遺事」では実子・養子を含めて五人、南部家の系図である「宝譜伝万茎」²⁹では同じく六人、盛岡南部家やその一門・家臣の系図を集めた系譜集「南部家諸士系図」³⁰では同じく八人の子女がいたとされているが、これらに見える子女は、重直の正室加藤氏の産んだとされる男子長松丸、もう一の男子直清（権之助）³¹を含めいづれも早世したとされる。ただし、南部家が「系譜」で幕府に公式に申告した子息の人数は養子も入れて四人（男子一・女子二・養子一）である。また『寛政譜』も重直の子息人数は同様であり、盛岡藩が「系譜」で申告した内容が踏襲、反映したとみられる。「系譜」は藩政史料で確実に裏付けのとれる重直の子息を記載したものと見えよう。

ここでは南部家関係者の吉事・凶事を記録した「吉凶諸書留」³²から史料裏付けのとれる重直の実子についてみておこう。

正保元年（一六四四）九月六日巳刻、「江戸京橋弓町三郎左衛門処」で、重直の側室とみられる「御本丸三御座候上臈衆」が重直の子息「若君様」（吉松）を出産した。十月十二日には吉松誕生を祝い、吉松と「奥様」（吉松生母か）に対し、禄高に応じ家臣が御樽代を献上するよ

う国元に指示が出されている。しかし吉松は、承応元年（一六五二）正月三日瘡瘡に倒れ、同七日死去した。

嫡子がいない場合でも、重直に女子がいれば、婿養子を迎えることは可能である。江戸時代における武家相続法上の婿養子は、配される女子が被相続人の実の娘ないし養女で現存する者に限定され、その年齢の多少は問題にされない。したがって必ずしも直ちに娘あるいは養女と婚姻させなくとも、いずれのこととして願い出ることでも足りた。³⁴ また、寛文三年の「諸士法度」改訂による同姓養子優先・異姓養子規制が法令上でも確立する前に、異姓婿養子が大名家の家督を相続した事例が確認できる。「諸士法度」改訂後も、養子選定が可能な統柄として「入贅」が挙げられており、従来の異姓養子慣行を認めたものとして位置づけられている。³⁵ 重直の長女は、承応三年十一月六日に瘡瘡によって死去しているが、寛文元年十月九日盛岡において次女（布岐）が生まれているので、可能性としては、娘のある程度の成長を待つて婿養子取組をすることもでき得ることになる。ただし、同姓養子優先・異姓養子規制により、入贅よりも、同姓男子が養子として優先され、相続の対象とされることは明らかである。

（2）養子取組

重直には庶兄二人・庶弟四人があり、この内庶兄経直・政直と庶弟利康は既にこの世になく、この時点においては庶弟三人が生存していた。その最年長は元和二年（一六一六）生まれの隼人正重信である。領内巡視のため閉伊郡花輪村を訪れた父利直と家臣の花輪政朝の養女お松との

間に生まれた重信は、最初彦左衛門を名乗り、花輪村に知行を得たが、正保四年（一六四七）三月、重直の命により、前月死去した家老七戸直時の知行二三〇〇石と居所北郡七戸を「御拝領」し、花輪の知行を返上している。³⁶ 主水利長を挟み、末弟の數馬直房は寛永五年（一六二八）生まれ、利長同様母の姓である中里を名乗った。当初現米二三駄一〇人扶持、慶安二年（一六四九）以降は現米支給を地方知行に転換され二〇〇石の知行を得ていた。³⁷ しかし三人がそれぞれ家を立て、家臣として仕えていたこともあってなのだろうか、重直は彼らを自らの養子とはしなかった。

盛岡藩側の史書・系譜では、重直の最初の養子として利長の長子久松の名を挙げている。ただ、久松が現実に重直の養子だったのかは、養子取組の明確な証拠が同時代史料から見出せず不詳である。幕府の武家相続法の規定では、寛永九年（一六三二）九月制定の「諸士法度」³⁸ において、すでに筋目なきものは養子として許容されないと定められている。この規定に準拠すれば、久松がもし養子であったとしても、重直の甥にあたることから、筋目上、養子取組には問題は生じない関係だといえる。承応二年（一六五二）四月、重直が病に倒れた際、「越前殿・助右衛門殿・豊前殿」という三人が重直生母源秀院に勧説し、利長・久松親子を迎える使者が国元に送られた。³⁹ 「越前殿」は旗本宮城和甫（越前守）。「助右衛門」は同じく旗本の加藤則吉（助右衛門）に比定される。「豊前殿」は人物比定が困難だが、和甫・則吉と併記されており、同様の立場にあったと考えられる。彼らは南部家と「懇意」の間柄で、盛岡藩にとって「指南」を加えることができる、幕藩関係上のアドバイザー的立

場にあったとみられる。⁽⁴¹⁾

なぜ国元に使者を送り利長・久松親子を迎えようとしたのかについては、確たる史料がなく明確ではない。ただ、利長の叔父（妹が利直側室として利長を出生）にあたる南部家中の山田長豊（九郎左衛門）は、初め源秀院の附人として文禄三年（一五九四）蒲生家から赴き、寛永五年（一六二八）に至って南部家家臣となった人物で、同十年には再び源秀院の附役となっている。⁽⁴²⁾ 源秀院が自らとも深いつながりを持つ利長親子を重直の相続人に想定したことも考えられる。幕藩関係上の「指南」も行う「懇意」の旗本が、利長親子の江戸登を勧めている点からみても、前年に吉松を失っている重直の万々に備え、懇意の旗本が南部家相続を見据える形で、養子の形式による相続人候補として久松を呼び寄せようとしたものとも考えられる。江戸登の途上、久松は下野国石橋から盛岡に引き返した。⁽⁴³⁾ 重直の容体が持ち直し、相続問題が緊急の課題ではなくなったためであろう。

この後、久松は同年十一月二十日、再び江戸に登る道中、仙台領高清水宿で死去した。⁽⁴⁴⁾

その後、重直は、血縁的につながりのある親族ではなく、他家から養子を求めることとした。どういう経緯によってそのようなことになったのか不明である。しかし、養子選定の同姓優先原則が確立する以前でも婿養子以外の武家の異姓養子は養家と実家の間に何らかの類縁関係があることが指摘されており、その点からすれば当時の武家社会で、何ら縁戚関係もない他家から相続人たる養子を迎えようとする重直の行為は極めて異例だったとみられる。⁽⁴⁵⁾

養子として白羽の矢が立ったのは、幕府老中を勤めた堀田正盛の末子（五男）で、佐倉藩主堀田正信の弟、内蔵助正勝である。彼は寛永十九年（一六四二）生まれ、はじめ右馬介と称した。正保二年（一六四五）六月二十五日に召し出され幕臣となり、御小姓組に属していた。彼は父が家光に殉死し兄が相続する際、父生前の請いにより、他の兄弟と共に遺領中の新田三〇〇〇石を分知されていた。⁽⁴⁶⁾ 重直の養子願が許可されたのは、万治二年（一六五九）四月十九日、重直が御暇御礼に江戸城に登城した折のことである。⁽⁴⁷⁾

堀田家と南部家の系譜の上から両家の「筋目」らしきものは確認できない。⁽⁴⁸⁾ 当時の養子慣行と異なるこの養子取組に何らかの要因が存在するのではないか。筆者は、南部・堀田両家が正勝の「御名乗字」や使用する紋所など、養子としての待遇をめぐり交渉する過程で、「石谷将監」なる人物が南部家家臣から交渉過程の報告をうけていることに注目したい。⁽⁴⁹⁾ この人物は、同年正月まで江戸町奉行を勤めていた旗本石谷貞清（左近将監）⁽⁵⁰⁾ に比定される。彼が話し合いに深く介在している点からみて、正勝養子決定の際に、幕府内で政治的影響力を持つ石谷のような有力旗本が堀田・南部両家の間に立ち、仲介などの何らかの形で関与した可能性がある。

しかし、四月二十六日から正勝が「少々御気色悪御座候」状態となり、二十九日には南部家に正勝が瘡瘡であることが伝えられた。南部家側が依頼した江戸諸寺院での祈祷も空しく、五月九日正勝は死去した。⁽⁵¹⁾

正勝は、重直の帰国御暇御礼の際に養子となることが認められ、その直後帰国するという状況もあつてか、南部家の屋敷に迎えられていない。

また、「柳營日次記」にはその死後も「堀田内蔵助」と記述されており、この記事が事実なら改姓もしていなかったことになる。すなわち正勝は重直の養子になることが許可されたものの、その死の時点では、南部家に移らず堀田家の屋敷にとどまり、その待遇について細部にわたるさなる交渉が南部・堀田両家で行われていた段階だったようである。正勝の知行三〇〇石は、彼の病死により兄正信から幕府へ返上する旨の申し入れがなされたが、翌万治三年七月七日、兄正信に正勝の遺領を与える旨が達せられている。⁵³⁾

なお、兼平賢治氏は、重直が新井白石を養子として迎え入れようとしたという見解をその論文で力説している。⁵⁴⁾これについて白石の自叙伝『折たく柴の記』の記述から検討してみたい。⁵⁵⁾まず、南部家の当主の名が「南部信濃守利直」となっているが、これは既に指摘されている通り重直のことを指すものだろう。⁵⁶⁾この話は白石が六歳、寛文二年（一六六二）のことという。主君の土屋利直（上総久留里藩主）の庶子ではないかといわれるほど寵愛された白石をみた土屋家訪問中の重直が、自分の子供がない、この子を給わり養いたいという希望を述べたのに対し、利直は家臣の子供で、自分の母がかわいがっているから、自分のものにも常にやってくる者で、差し上げられる子供ではないと断ったため、重直は、そういうことならただ自分にこの子をくれ、自分の手で養育し、成人の暁には所領一〇〇〇石を与える旨を述べたという。最終的に利直は、彼のために大変な幸福ではあろうが、差し上げると母も自分も退屈を慰める術がなくなると述べて、それも断ったという。白石は、彼を「不幸の人」と惜しむ土屋家家臣牧野六郎左衛門からの又聞きとして話

を聞き、それを記憶していた。

兼平説については、重直が他家のしかも陪臣の子供である白石を養子として迎える可能性があり得るかという点が問題点として挙げられる。本稿「一」で触れたように、当時の武家養子法の原則は、異姓養子も認められているが、筋目のないものは養子として許容されないというものである。東京大学史料編纂所所蔵の「武家親類縁者帳」は、重信が盛岡藩主となった直後の史料であるが、その巻五に記載される土屋利直の親族縁者関係によれば、南部家と土屋家には縁戚関係がない。⁵⁷⁾さらに、白石が土屋利直の子息ではなく家臣の子息であると知った時、重直が「此児給りて養ひ候はばや」から「さらば、たゞ我にえさせ給ふべし」とその希望を変えた点に注目したい。重直は土屋利直にかわいがられていた白石を利直の子供と認識したために自らの養子に望んだのであり、他家家臣の子である白石を養子に望んだのではないことはこの言い換えから明らかである。当時の武家養子の慣行や規則の上から、筋目の上において白石が重直の養子になる可能性は極めて薄いと結論付けられる。

（3）幕府への「内々御願」

寛文二年九月二十八日、南部重直の養子について南部家に使者が遣わされた。これにつき、「柳營日次記」には次のような記事がある。

【史料1】「柳營日次記」寛文二年九月二十八日条

一、南部山城守内養子之事、以上意仕度之由申上候付而、達上聞、尤思召之間、追而養子可被仰付旨、

上使

右以上意趣被仰遣之、(下略)⁽⁸⁸⁾

すなわち、重直は養子について將軍の「上意」という形で選定をゆだねようとし、その意向が聞き届けられ、追って養子を仰せ付けるという將軍の意向を伝える「上使」が南部家へ遣わされたというのである。⁽⁸⁹⁾

重直が幕府に対し、養子取組の上意による裁定を請うたことは、先行研究で明らかにされている。⁽⁹⁰⁾ 筆者は、盛岡藩の江戸日誌とみられる「寛文二年御在府日記」・「寛文三年御在府日記」を引用しつつ、幕府に対する養子取組についての「内々御願」の経緯が述べられた藩政史料「吉凶諸書留」に基づき、その経緯を確認し検討を加えたい。

九月晦日、南部家の「懇意」の旗本である荒木元政（十左衛門、使番）・船越永景（伊予守、作事奉行）⁽⁹¹⁾ 兩人から重直に老中から御用の趣を伝える使者が遣わされるので、早々に上屋敷に戻るよう伝える「御切帛」が届けられた。江戸麻布の下屋敷にいた重直が桜田の上屋敷に戻ったところ、老中からの使者として荒木・舟越自身が訪問し、左のような通達がなされた。

【史料2】「吉凶諸書留」（盛中公蔵）

一、今日酒井雅楽頭様・阿部豊後守様・稲葉美濃守様より為御使十左衛門殿・伊与殿御上屋敷江御出、常々御望之通連々御養子可被仰付候間、御安堵可被遊由、上意二而者無之候、御内聞之旨被仰遣、於御書院御対面、則御返答被遊、右為御礼御三人様江御使毛馬内九左衛門、

この史料からわかるように、酒井忠清・阿部忠秋・稲葉正則三老中から使者を通じて重直へ内々に達せられたのは、常々望むように養子を仰せ付けるので安堵するようという趣旨の口頭伝達であった。

ただし、【史料1】では、將軍の「上意」によって養子取組を行いたいという重直の言上が上聞に達し、將軍家綱もそれに理解を示し、追って養子を仰せ付けるという「上意」を、上使によって伝えたとしているが、【史料2】では、養子取組を追って命じることが、將軍の公式な意志（「上意」）ではなく、内々に聞きおく「御内聞」とする旨が申し渡されたとしている。⁽⁹²⁾ 【史料1】・【史料2】のいずれが使者の伝達内容を正確に伝えているものか、明らかではない。「御内聞」である場合、有効性がどれほどだったのか、重直の「御安堵」につながるようなものだったのかについては、さらに諸事例を踏まえて検証する必要があるだろう。

ただ、江戸から国元への使者が発つ十月三日の段階になると、「内々御願之御養子様之義、以来者可被仰付候間心安可存候由」という「上意之旨」ということになり、それを使者の舟越・荒木が「御内証」として伝えたと話の趣旨が変化している。「内証」とはもともと内々の考え、内意といった意味合いだが、高木昭作氏が明らかにしているように、江戸時代前期の幕藩関係上では、將軍の意志（上意）を老中奉書などで正規に伝達するルートの他に、出頭人や大奥老女たちといった特別な手づるから内々に上意を伝達する特権的ルートのことを指す。「内証」の伝達はあくまで非公式だが、家中へ公に伝達される際、養子取組許可が將軍の「上意」である点がより強調されたことになる。

筆者は「上意」の強調について、「御大慶不過之被思召候趣御家中江

も可申候旨御国江申遣候様」という「御意」を示した人物、すなわち南部重直の意向がこの文脈の変化に影響したとみる。つまり、將軍の

「御内聞」とされた話を、「上意」として国元に伝え、「御内証」による伝達をうけたとしたのは、養子実現を目指す重直が、將軍の權威・威光を借り、特別の關係を持つことを前面に打ち出して、問題の解決につなげようと家臣に示した強い意志表示だと考えたい。使者は十月十五日に盛岡に到着し、国元の家中に養子取組の「被仰出」が伝えられた。⁽⁶⁵⁾

ところが、それ以降この養子取組についての話は、重直在世中一向に進展しなかつた模様である。翌年二月三日、重直は家老毛馬内長次（九左衛門⁽⁶⁶⁾）を船越永景の元に派遣し、口上でその意志を伝えた。重直は内々に願った養子取組について、その後何も沙汰がないことに不満を示し、自らの体調が近年思わしくなく、次第に衰弱に向かい「明日も不存体」であるから、一刻も早く酒井忠清のもとに荒木元政と共に赴き「何とそ何も御相談被成、当年中ニも被仰付被下度奉存候由」言上願いたいとこの意志を伝えた。荒木にも、彼が当日朝偶々南部家屋敷を訪ねた折同様に伝えられたという。

このような状況から判断して、重直は内々の願い出について將軍の「御内聞」が出た段階で、自らの養子に関する願い出の手續きが完了し、後は相続人の指名が行われると考えたとみなしたい。ところがいつになってもその指名はなされず、焦りが生じたものとみられる。相続人が決まらない内に自らの命が絶えれば、幕府が内々に申し立ての趣旨を理解したといっても、南部家が無嗣断絶となる危険性は存在する。また幕府の決定が遅れることにより、將軍の「上意」を強調した筈の養子話が店

晒しとなり、藩政の混乱を生じる恐れを懸念したのではないか。

四 重直の死と領内鎮撫

(1) 重直死去

寛文四年、年頭から重直は病気がちだった。幕府の年頭儀礼には出席せず、二月二十六日には湯治願を提出、翌日許可され、三月十三日に江戸を出立、那須に一ヶ月程滞在している。⁽⁶⁸⁾しかしその後も病を引きずる状況だったようだ。

九月七日（八日とも）朝六半時頃、重直に異変が起こった。雪隠を出て手水を遣った後、左手に感覚がなくなり、さらに左足の自由が利かなくなるという「御中風之様」な状況となったのである。薬を服用して一時小康状態となったが、昼過ぎには再び朝同様の容体となった。翌日の七ツ時分には「御振付」の症状が起こり、尋常の気色ではなくなったという。幕府は同十日、「病痾危急」の重直に医師渋江長以を派遣し、診察・投薬等を行ったが、翌日四ツ時には「何共御養生可申様無之」と快復の見込みがないことが告げられた。⁽⁶⁹⁾

重直の病状は、同十五日戌上刻に到着した飛脚によつて盛岡に伝えられた。病状と共に、江戸で知足院に「御占」を依頼したところ、盛岡の「丑寅戌亥午之方之名高キ仏神江御立願被成可然由」との結果が出たこと、また盛岡城においても「千座之護摩執行御祈祷申付」るようにとの指示が伝えられた。南部家の祈祷所永福寺が明晩よりの城内での祈祷にあたることとなり、同じく広福寺には愛宕社等への重直快復立願が命じ

られた。同時刻、十日付の書状が到着し、さらに重直の容体が悪化したこと、十日の晩中がいわゆる容体の山となり「此度ハ御本復被遊間敷」という絶望的状况が伝えられた。¹⁶⁾

重直は十二日巳刻死去した。重篤の知らせが盛岡に届いた時には、既にこの世の人ではなかったことになる。幕府老中の許可をえて重直の遺体が盛岡へ向かったのは、十三日晚九時のことである。¹⁷⁾

この重直死去直後の南部家が置かれた状況は、近世武家相続法に関する先行研究の知見で言及が可能なようである。武家社会にとって無嗣断絶は自明の理とされるが、重直の死の段階で、実子・養子とも男子の生存者はおらず、幼い女子（二女）布岐が生存するだけだった。重直生前に相続人が定まった形跡は存在しない。当主が一七歳以上五〇歳未満の場合、末期養子の願が許可されることになっていたが、死去時数え年五九歳の重直は仮に願い出ることが可能な容体だったにしても法令の適用外である。前々年の養子に関する幕府の意向も、この段階までに何らの申し渡しもなされていない。したがって、この段階で南部家に相続人は存在せず、大名として存続する上で不安定な状況に陥ったことは間違いないだろう。

重直の死を伝える同日付の江戸詰家老毛馬内長次・奥瀬善定・漆戸正茂（勘左衛門）の書状が盛岡に届いたのは十七日寅刻のことだった。重態を聞き出立することになっていた重直庶弟の重信と直房（利長は寛文二年に死去）、南部家一門の八戸義長（三五郎）・中野元康（吉兵衛）は、同日辰刻江戸に出発した。彼らと重直の遺骸は道中の桑折宿で出会っている。焼香を済ませた彼らはそのまま江戸に向かった。一方、重直の遺

骸は九月二十七日盛岡に到着、菩提寺聖寿寺に入り、十月九日に葬儀が執行された。¹⁸⁾

（2）幕府・藩による領内鎮撫工作

重信・直房らは九月二十七日江戸に到着し、早速毛馬内・漆戸・奥瀬三家老と共に老中稲葉正則の許に赴いている。彼らの江戸登りの理由は、重直の危篤に対応するものから、南部家に対して如何なる処置を幕府が採るのか意向を確かめ、今後の指示を仰ぐために移り、早速の稲葉邸訪問もそのためのものとみなしてよいだろう。重信らの江戸登り、稲葉邸訪問時に正則が彼らに伝えた意向は、左に掲げる史料に詳しい。

【史料3】七戸行信書状（盛中公蔵・舟越家文書）

猶々、隼人方、山城守殿へ中気承、不取合罷登候、道中にて死骸二合申、其より江戸へ直々罷通候処ニ、稲葉美濃守殿御申候ハ、一門共不相詰候得共、名跡之儀無相違可被仰付候間、早々罷下候得と御内意ニ而、近々下着可仕と相待罷在候事ニ候、（下略）

【史料3】は重信の子行信が、元南部家家臣大浦治右衛門に宛てた十月十二日付書状の追而書部分である。稲葉正則が南部家側に示した意向は、南部家名跡は相違なく命じること、また一門の者が江戸に詰めて幕府の沙汰を待つ必要はないというものであった。

一方、別の史料によれば、三家老は国元への指示の中で、正則が「上意」として、重直の「御跡式」を存命中の願い通り相違なく忌み明けの後に仰せつけること、また江戸に詰める三家老の内いづれかが国元の下り領内仕置にあたることを達したという。¹⁹⁾ 跡式や一門の帰国について、

行信は正則の「御内意」として、一方三家老の指示は「上意」によるものとしており、双方の記述に微妙な食い違いが存在する。家老たちは国元に正則の示した見解を「上意」によるものとして強調したという見方も成り立つ。いずれにしても、双方に共通するのは、正則から南部家の名跡を相違なく仰せ付けるといふ言葉が発せられた点である。重直の養子に関する「内々御願」が將軍家綱の「御内聞」に達したという特殊事情がその背景にあるとみてよいのではないか。ただ名跡を仰せ付ける人物の具体的な名はここでも示されなかった。重信・直房らは翌日江戸を出立、翌月八日盛岡に帰着した。⁷⁹⁾

老中がこのような見解を盛岡藩関係者に示したのは、実は重直の容体が重態に陥ってから三度目のことだった。まず重直が重態に陥った九月十日、盛岡藩では重直の「御気色御大切之由」を老中に伝えた。老中は驚き養生を勧めるとともに、重直が幕府に対して「御養子御訴訟」をしているために、その死去によっても相続には些かの相違もないことを伝え、家中平静を命じている。また、重直死去をうけて老中からさらに「御跡式之儀者弥無相違可被仰付候」、「御家中之者共さわかき申間敷」と達せられ、盛岡藩では指示によって家中への周知徹底を図ると共に、領内支配の重要な拠点である花巻・郡山・三戸・八戸の各所に書付を發してこの趣旨を傳達している。⁸⁰⁾

この時幕府が懸念していたのは、重直の死によって「御家中之者共さわかき申」ような事態、つまり家中騒動の勃発であったと思われる。南部家の相続人が決まらないまま重直が死去したことで、南部家中が先行きに不安を感じたことは否めない。この不安定な状況下にあつて、無用の

混乱を懸念したからこそ、幕府は盛岡藩、特に家中の者に向けて平静を呼びかけたのだらう。重信・直房らの帰国も、「名跡之儀」について「家中燥申間敷由」という「上意之趣」をうけたものともいう。⁸¹⁾ さらに九月二十八日、漆戸正茂が稲葉正則から呼び出され「在所へ罷越仕置等可申付」申し渡され、翌日江戸を發足したのも、さらなる混乱を未然に防ぐための幕府の対策といえよう。

一方、盛岡藩の側にとつても、不安定な時期における騒動の勃発は御家の存続にかかわり大きな影響をもたらしかねない。家中騒動ばかりではない。あたかも同年、藩主上杉綱勝の無嗣死去により半知減封措置をうけた米沢藩では、陸奥国信夫・伊達両郡の領地引き渡し過程で、給地での年貢未進の厳しい取り立てがなされたことによる百姓の欠落や、「町人・百姓頭立たる者共三百人程」による江戸出訴が企てられている。⁸²⁾ 領内騒擾による混乱も大名家の統治能力を問われるもので、相続に与える影響を否定できず、是非とも避けたいものだったのではないか。

さて、三度にわたる老中の達しからもわかる通り、將軍「御内聞」に達している重直の「内々御願」の趣旨を生かし、何らかの形で南部家の名跡の存続につなげ、断絶・取り潰しという事態を回避しようとしていたとみられる。ところが、この段階に至っても具体的な名跡を継ぐべき人物の指定はなかった。つまり、幕府がこの段階においても南部家の名跡を継ぐ人物にたどり着いていなかったと考えられる。幕府が平静を促したにしても、具体性に欠けた通達は、次章にみる如く、領内の不安定な状況を解消するには至らなかつたのではないか。

(以下次号)

註

- (1) 森嘉兵衛『岩手をつくる人々 古代く近世編』中(財団法人法政大学出版局、一九八三年)一七六〜一七九頁、『盛岡市史』二(復刻版 トリョー・コム、一九七九年)一〇〇〜一一二頁、新岩手風土記刊行会編集『岩手県の歴史と風土』(創土社、一九八〇年)八七〜八八頁(細井計氏執筆)、『森嘉兵衛著作集 第八巻 日本僻地の史的研究―九戸地方 上』(財団法人法政大学出版会、一九八二年)二三七〜二五二頁。
- (2) 細井計・伊藤博幸・菅野文夫・鈴木宏共著『岩手県の歴史』(山川出版社、一九九九年)一九〇〜一九一頁、兼平賢治『南部重直の養子選定について』、『岩手史学研究』八三、二〇〇〇年、以下兼平論文と略記)、細井計「盛岡藩政史研究の三つの課題」(同編『東北史を読み直す』吉川弘文館、二〇〇六年)。細井氏は『岩手県の歴史と風土』と『岩手県の歴史』・『盛岡藩政史研究の三つの課題』との間で、諸史料再検討の結果か、持説に変化が見られる。
- (3) 青森県史編さん近世部会編『青森県史』資料編近世4・南部1盛岡藩領(青森県、二〇〇三年)『第一章 盛岡藩政の確立』の解説(二〜五頁)。なお本稿では、現在刊行が進められている『青森県史』資料編を典拠として多用する。このため同書の出典註は該巻の初出を除き、以下「県史」資料近世〇と記載する。
- (4) 「近世大名の無嗣逝去と相続人の選定―寛文四年盛岡南部家の連判騒動を事例として―」(『日本歴史』六二二、二〇〇〇年)。なお以下田原論文と略記。
- (5) 工藤祐董『八戸の歴史双書 八戸藩の歴史』(八戸市、一九九九年)八〜三〇頁。
- (6) 同書は、岩県図編集『岩手史叢 内史略』(二)〜(五)(岩手県文化財愛護協会、一九七三〜一九七五年)として刊行されている。
- (7) 中田薫「徳川時代の家督相続法」(同『法制史論集』一、岩波書店、一九二六年)、鎌田浩「幕藩体制における武士家法」(成文社、一九七〇年)、金井圓「近世大名の相続に関する二、三の知見―烏山・飯田堀家の事例―」(『徳川林政史研究所研究紀要』昭和四四年度、一九七〇年)、堀直敬「烏山・飯田堀家相続関係文書」(前同書所収)、服藤弘司『相続法の特質 幕藩体制国家の法と権力V』(創文社、一九八二年)、進士慶幹「近世における遺領相続上の諸問題」(同『近世武家社会と諸法度』学陽書房、一九八九年)、田原昇「近世大名における養子相続と幕藩制社会―他家」養子を中心として」(『史学』第六七巻二号、一九九八年)、福田千鶴「近世前期大名相続の実態に関する基礎的研究」(『史料館研究紀要』二九、一九九八年)、大森映子「大名相続における年齢制限をめぐって」(『湘南国際女子短期大学紀要』八、二〇〇一年)、同「岡山藩池田家の相続事情―養子相続をめぐって」(大口勇次郎編『女の社会史 一七〜二〇世紀―家』とジェンダーを考える)山川出版社、二〇〇一年)、同『お家相続 大名家の苦闘』(角川選書三六八、角川書店、二〇〇四年)、佐藤宏之「大名家を継ぐ―松代藩の家中騒動と養子相続―」(渡辺尚志編『藩地域の構造と変容―信濃国松代藩地域の研究―』岩田書院、二〇〇五年)など。
- (8) 穂積陳重「由井正雪事件と徳川幕府の養子法」(『帝国学士院第一部論文集 邦文』一、一九一三年)、中田薫「徳川時代の養子法」(既出『法制史論集』一所収)、小柴良介「末期養子の禁緩和に関する一考察」(『皇學館史学』二、一九八七年)、鎌田浩「武士社会の養子―幕藩比較養子法―」(大竹秀男・竹田且・長谷川善計編集『シリーズ家族史2 擬制された親子―養子―』三省堂、一九八八年)、大口勇次郎「近世武家相続における異姓養子」(既出『女の社会史 一七〜二〇世紀―家』とジェンダーを考える)所収)、大森映子「大名家における養子

取組―岡山藩池田家史料の分析から―」(『湘南国際女子短期大学紀要』一〇、二〇〇三年)など。

(9) 笠谷和比古『主君「押込」の構造―近世大名と家臣団―』(平凡社選書一一九、平凡社、一九八八年)、福田千鶴『幕藩制秩序と御家騒動』(校倉書房、一九九九年)など。

(10) 竹内利美「近世大名武家の分家」(同『家族慣行と家制度』恒星社厚生閣、一九六九年)、松平(上野)秀治「大名分家の基礎的考察」(『内分』分家を中心に―)(『徳川林政史研究所研究紀要』昭和四十七年度、一九七三年)、鈴木幸彦「一関藩田村氏の基礎的考察(その一)―支藩としての従属過程を中心に―」(『岩手県立博物館研究報告』三、一九八五年)など。

(11) 『徳川禁令考』前集第四帙(吉川弘文館、一九三三年)三九二頁、『内閣文庫所蔵史籍叢刊 二二 教令類纂 初集二』(汲古書院、一九八二年)二二五頁、『内閣文庫所蔵史籍叢刊 三九 憲教類典 三』(汲古書院、一九八四年)一八八頁。

(12) 高柳良三・石井良助編『御触書寛保集成』(岩波書店、一九三四年)一三頁(九号)。寛永十二年十二月の「諸士法度」(同書一三〜一四頁、一〇号)でも同様の規定がある。

(13) 前同書一五〜一七頁(一一号)。

(14) 前同書八〜九頁(六号)。

(15) 江戸幕府の家譜編纂事業とその影響については、福井保『江戸幕府編纂物』(雄松堂出版、一九八三年)三〇三〜三〇五・三一二〜三一五頁、小柴良介「江戸幕府の家譜編纂について」(『神道古典研究会報』一〇、一九八九年)、白井哲哉「江戸幕府の書物編纂と寛政改革」(『日本歴史』五六三、一九九五年)、野田浩子「彦根藩による井伊家系譜の編纂」(『彦根城博物館研究紀要』八、一九九七年)、山本武夫「藩翰譜」

(大石学編『近世藩制・藩校大辞典』吉川弘文館、二〇〇六年、一四四〜一四六頁)など。

(16) 網野善彦「史料としての姓名・系図」(『週刊朝日百科日本の歴史 別冊 歴史の読み方 八 名前と系図・花押と印章』朝日新聞社、一九八九年)。

(17) 松平定信(松平定光校訂)『宇下人言・修行録』(岩波文庫黄版二二二―二、岩波書店、一九九六年)一三八〜一三九頁。

(18) 『文恭院殿御実紀』卷四十一、文化三年十二月十六日条(『新訂増補国史大系 続徳川実紀』第一篇、吉川弘文館、一九七六年、五九二頁)。

(19) 「系譜」(盛中公蔵、請求番号二九・一一一八)。

(20) 「系譜」(盛中公蔵、請求番号二九・一一三九)。系譜のおわりに貼札があり「寛政四年従公義之御沙汰二付重直公より之御系譜御書継御書上之扣」とある。

(21) 南部利直九男。母姓山田姓を名乗る。知行四〇〇石。寛文二年正月十二日、盛岡で痘瘡により死去、三七歳。なお死因は「毒酒に中り間もなく卒去」ともいう(「公子伝系譜」盛中公蔵)。

(22) 「藩翰譜続編」卷之九下・南部(今泉定介編輯・校訂『新井白石全集』第二、吉川半七、一九〇五年、九二〇〜九二八頁)

(23) 「藩翰譜」卷之九下・南部(今泉定介編輯・校訂『新井白石全集』第一、吉川半七、一九〇五年、四一一頁)。

(24) 『新訂寛政重修諸家譜』第四(統群書類従完成会、一九六四年)一〇一〜一四頁。なお以下の出典記載で、統群書類従完成会発行の刊本『新訂寛政重修諸家譜』を出典とする場合は、署名を「寛政譜」と略記し、巻数・発行年・該当頁を記す。

(25) 『厳有院殿御実紀』卷二十九、寛文四年十二月六日条(『新訂増補国史大系 徳川実紀』第四篇、吉川弘文館、一九七六年、五一九頁)。

- (26) 「厳有院殿御実紀」卷三十七、寛文八年（一六六八）八月二十一日条（右同書第五篇、吉川弘文館、一九七六年、二三頁）。
- (27) 『新訂増補国史大系 徳川実紀』第一篇（吉川弘文館、一九七六年）一～五頁。
- (28) 『寛政譜』第一（一九六四年）三～一四頁。
- (29) 南部叢書刊行会編纂『南部叢書』二（復刻版 歴史図書社、一九七〇年）三四頁。
- (30) 同書（岩泉図蔵）巻一。
- (31) 同書（東京大学史料編纂所蔵、以下同所を東史編と略記）巻一。
- (32) 権之助については、既出註（2）兼平論文を参照されたい。
- (33) 盛中公蔵。本稿執筆には「御吉事」・「御凶事」一を用いる。以下、本項では他に典を断らない限り同書の記事を出典とする。
- (34) 既出註（8）中田論文、同鎌田論文。
- (35) 既出註（8）大口論文。
- (36) 「南部家諸士系図」一、「身帯 身帯并御加増分地被召出類」（盛中公蔵）正保四年十月十六日条、前沢隆重他編『参考諸家系図』一（国書刊行会、一九八四年）三三五頁。なお、重信の母お松や閉伊郡と重信の結びつきは、高橋博「南部氏側妾小考―重信の妻母お松を事例に―」（『弘前大学国史研究』九九、一九九五年）を参照されたい。
- (37) 「南部家諸士系図」二、「身帯 身帯并御加増分地被召出類」慶安二年十一月十七日条。
- (38) 『御触書寛保集成』一三頁（九号）。寛永十二年十二月の「諸士法度」（同書二三～一四頁、一〇号）でも同様の規定がある。
- (39) 「奥瀬家日記抜書」（盛中公蔵）承応二年四月三日条。日記の筆者奥瀬善定は始め内蔵助、のち治太夫と称する。寛永六年（一六二九）家督。知行八〇〇石。慶安四年（一六五一）江戸留守居役、万治二年（一六六一）

- 九）家老。貞享三年（一六八六）七〇歳で没（『系胤譜考』を、前同所蔵）。
- (40) 和甫は鯉江貞勝の子。宮城正重（対馬守）の名跡を継ぐ。寛永十九年（一六四二）十一月大目付。知行四〇〇〇石。明暦元年（一六五五）二月二十五日死去（『寛政譜』第十、一九六五年、三一八～三一九頁）。則吉は家督相続後鷹師の頭。正保三年（一六四六）十二月四日家綱付属、のち西丸付、さらに本丸付。知行一八八〇石余。明暦三年（一六五七）十月朔日死去（『寛政譜』第十三、一九六五年、三八頁）。
- (41) 「奥瀬家日記抜書」によれば、承応二年二月十二日条に重直の湯治暇が許可されたことが「宮城越前殿」から伝えられ、同三年七月六日条では、紅葉山の家光靈廟への植木進献につき、「宮城越前守殿」を通じて老中の内意を伺っている。また同書明暦二年二月十一日条には、南部家の屋敷替について、老中が加藤則吉を登城させて勝手次第たるべき旨の上意を伝達している。これらの記事から、彼らが南部家の「懇意」の旗本として幕府との間の「取次」を務めていたことが窺える。なお、南部家における「懇意」の旗本の役割については、拙稿『取次』・『後見』・『御頼』・『懇意』―盛岡南部家の事例から―（『弘前大学国史研究』一〇八、二〇〇〇年）を参照されたい。
- (42) 山田長豊の履歴は前沢隆重他編『参考諸家系図』第三卷（国書刊行会、一九八五年）二八七～二八八頁参照。
- (43) 「奥瀬家日記抜書」承応二年四月二十二日条。
- (44) 「吉凶諸書留 御凶事」一、同日条、および「宝譜伝万茎」一。後者によれば、「山城守重直為養子」の道中だったとされる。
- (45) 既出註（8）大口論文。
- (46) 『寛政譜』第四、一〇八頁・同第十、四一四頁、「下総佐倉堀田家譜」一（東史編蔵）。

「下総佐倉堀田家譜」は、明治維新後提出された一連の「華族家譜」の一点である。『寛政譜』や南部家の「家譜」では正勝の名乗りを「勝直」としており、同書では、正勝は南部家の養子となることが決まった後勝直と改名したと記されている。しかし「御名乗字」等に関して南部・堀田両家が相談を始めた直後正勝は亡くなっており、「勝直」という名は、両家が内々で申し合わせていた名乗りだった可能性も否定できない。

なお、「華族家譜」の詳細は、酒井信彦「本所所蔵華族諸家提出の家譜について」(『東京大学史料編纂所報』一一、一九七八年)を参照されたい。

(47) 「江戸幕府日記」(姫路酒井家本) 同日条(『県史』資料近世4、一六頁)。

(48) 『寛政譜』所載の南部・堀田(『寛政譜』第十、四〇九〜四一六頁)両家譜において確認したが、この時点で親族としての係累は確認できなかった。

(49) 「奥瀬家日記抜書」万治二年(二六五九)七月二十七日条。

(50) 慶安四年(一六五一)六月江戸町奉行、八月従五位下左近将監叙任。

知行一五〇〇石。万治二年正月辞職、同七月致仕。寛文十二年(一六七二)、七九歳で死去(『寛政譜』第十四、一九六五年、二三三〜二三六頁)。

(51) 「奥瀬家日記抜書」万治二年四月二十八日・同二十九月・五月二日・同三日・同九日条。

(52) 「柳當日次記」万治三年七月七日条(『県史』資料近世4、一七頁)。

(53) 右同史料。「近江宮川堀田家譜」(東史編蔵)には、内蔵助が養子となつたことで「分知内証分三千石者兄上野介正信方江相返ス、但右年月日相知不申候」とある。「柳當日次記」の記述をあわせ考えれば、この日

の還付ということになる。また、この家譜の記述が正しければ、内蔵助の知行は「分知内証分」、すなわち内分分知ということになる。註(10)の諸論文によれば、本家から内分された知行は、分家断絶の場合本家に還付されることが多かったため、その原則による還付とみなしうる。

(54) 既出註(2) 兼平論文。

(55) 本稿が参照する原文出典は、新井白石『折たく柴の記』(松村校注、岩波文庫黄版二二二―、岩波書店、一九九九年)六二〜六三頁。

(56) 新井白石(桑原武夫訳)『折りたく柴の記』(中公文庫、中央公論社、一九七四年)三二二頁補注、宮崎道生『定本折たく柴の記釈義 増訂版』(近藤出版社、一九八五年)一〇四頁。

(57) このほか、『寛政譜』第二(一九六四年)所収の土屋家系譜(同書一八三〜一八七頁)を確認したところ、同様の結論を得た。

(58) 『江戸幕府日記 第一編之三 寛文年録 一』(野上出版、一九八六年)四〇八頁。

(59) 「聞老遺事」では、養子について幕府老中より使者として舟越伊予・荒木十左衛門両名が南部家を尋ねたのは二十九日のこととされ、使者の目的も「其旨趣詳三不伝」とされている(『南部叢書』三、四八三頁)。

(60) 既出註(2) 兼平論文。

(61) 「吉凶諸書留 御凶事」一、寛文四年九月十五日条。

(62) 寛永十四年(一六三七)御書院番、のち御馬預。同十六年より馬買にたびたび陸奥へ赴く。明暦二年(一六五六)使番。寛文十一年(一六七二)七三歳で死去。(『寛政譜』第十三、三六四頁)。

(63) 慶長十六年(一六一一)家督相続(知行六二六〇石余)。寛永十五年十一月から没するまで作事奉行。承応二年、従五位下伊予守叙任。寛文十年死去。七四歳(『寛政譜』第十四、二一九頁)。

なお、「寛政重修諸家譜」巻第八十八によれば、永景の父景直が、豊臣秀次事件に連座し、文禄四年（一五九五）から慶長三年（一五九八）にかけて南部信直に召預けられている（青森県史編さん近世部会編『青森県史』資料編近世1・近世北奥の成立と北方世界、青森県、二〇〇一年、八〇〜八一頁。永景が生まれたのは、景直が南部家に預けられていた期間にあたる）。これを契機として、江戸幕府成立後のいづれかの時期に、南部家の「懇意の旗本」としての関係が生じ、南部家と幕府との関係を取り持つ「取次」の役割を果たしていたと推測される。

永景と南部家との関係については、細井計・兼平賢治『「秘記」にみる正保から貞享年間の盛岡藩』（『東北福祉大学研究紀要』二七、二〇〇三年）にも若干の言及があるので、参照されたい。

(64) 「奥南旧指録」では、堀田正勝の死後、重直が幕府に対して再び養子願を出したところ、將軍家から「末に悪しくは計ふべからず、養子は相止め、養生を専らとして長生を保べしとの御事にて、御養子御相続の御沙汰もなく」（『南部叢書』三、二二八頁）重直の死を迎えたと記されている。この折の使者の話の内容を解釈した記述だと思われるが、「柳宮日記記・「吉凶諸書留」と比較しても若干ニュアンスが異なる。

(65) 「内証」については、高木昭作『江戸幕府の制度と伝達文書』（角川叢書八、角川書店、一九九九年）七七〜一五四頁を参照のこと。

(66) 「雑書」（盛中公蔵）同日条。なお、筆者が該当史料のマイクロファイルで確認したところ、該当箇所刊本（『盛岡藩雑書』二、熊谷印刷出版部、一九八七年、三〇一頁）において、「御家中へ其由可申聞由、江戸より被仰越答、惣様御城へ召寄申渡」と解説されている部分の内、「答」としている箇所が、正しくは「今日」であることを確認した。兼平氏が重直の意向がまだ伝えられていない段階の話として論を展開したのは、この誤読に基づいた立論と考えられる。

(67) 正保二年（一六四五）家督。知行一三〇〇石。寛文十一年死去、七三歳（系胤譜考）一、盛中公蔵。

(68) 「奥瀬家日記抜書」寛文四年二月〜四月にかけての各日条を参照。

(69) 「柳宮日記記」寛文四年九月十日条（『県史』資料近世4、二二頁）、「奥瀬家日記抜書」同日条。

(70) 「吉凶諸書留 御凶事」一、寛文四年九月十五日条。

(71) 「奥瀬家日記抜書」同日条。

(72) 初め本多正純に仕え、寛永年間に南部家家臣となる。野辺地城代を経て、正保年中家老昇進。この時点では知行一〇〇〇石。寛文七年没、六三歳（系胤譜考）う、盛中公蔵。

(73) 「吉凶諸書留 御凶事」一、寛文四年九月十七日条。

(74) 父は筆頭家老八戸直栄（後出）。証人として三度江戸登。延宝三年（一六七五）家督。元禄元年（一六八八）死去、四八歳（系胤譜考）一、盛中公蔵。

(75) 寛永元年（一六三四）家督。寛永十年から同じく一門の八戸・北両家と交代で江戸証人番。知行三〇〇〇石。寛文九年死去、五六歳（系胤譜考）な、盛中公蔵。

(76) 「吉凶諸書留 御凶事」一、寛文四年十月九日条。

(77) 藤根吉当「如塵集」（盛中公蔵）。藤根については、岩手県立博物館編集『岩手の古文書』（財団法人岩手県文化振興事業団、一九八九年）表紙・扉題字の解説に詳しい。

(78) 「古記録雑抄」（岩県図蔵）。文中に「御留二有リ」が頻出していることから、藩政執行の部署・部局における日記・留書等からの重要記事摘録とみなされる。

(79) 「如塵集」。

(80) 「吉凶諸書留 御凶事」一、寛文四年九月十五日・同十七日条。

(81) 「如塵集」。

(82) 右同史料。

(83) 「編年文書」寛文四年七月八日付中条知資・千坂高治・沢根恒高連署書状、同二十四日付中条知資書状（福島市史編纂委員会編纂『福島市史』七・資料編二近世資料一、福島市教育委員会、一九七〇年、六七～六八・七〇～七一頁）。なお、米沢藩の減封過程については、藩政史研究会編『藩政成立史の研究 米沢藩』（吉川弘文館、第三刷一九八三年）三三三～三四四頁、浪江健雄「寛文四年の米沢藩の減封について」

『白山史学』三二、一九九六年）を参照されたい。

（ちば・いちだい 青山学院大学・聖心女子大学非常勤講師）

別表 1 江戸幕府官撰史書にみる盛岡藩主家督時の記載

	徳川実紀	寛政重修諸家譜
重直	「陸奥国盛岡城主南部信濃守利直卒しければ、その子山城守重直に遺領十萬石を襲しめらる」(大猷院殿御実紀 卷二十一 寛永九年十月此月条)	「(寛永) 九年十月遺領を継」
重信	「陸奥国盛岡城主南部山城守重直、かねて公の御旨にまかせ養子せん事こひ置てうせしかば、遺領十萬石を第二人に分て、隼人重信八萬石、数馬直房二萬石給ふ」(厳有院殿御実紀 卷二十九 寛文四年十二月六日条)	「寛文四年十二月六日、さきに兄重直嗣なきにより養子の事をこひ申といへどもいまだ御ゆるし蒙らずして卒するにより、其遺領のうち八萬石を重信にたまひ、二萬石を弟直房にたまふ」
行信	「陸奥国盛岡城主南部大膳大夫重信致仕し、其子信濃守行信に原封十萬石をつがしむ」(常憲院殿御実紀 卷二十五 元禄五年六月二十七日条)	「元禄五年六月二十七日封を襲」
信恩	「陸奥国盛岡城主南部信濃守行信遺領十萬石を、其子備前守信恩につがしめらる」(常憲院殿御実紀 卷四十六 元禄十五年十一月二十七日条)	「(元禄) 十五年十一月二十七日遺領を継」
利幹	「陸奥国盛岡城主南部備後守信恩が遺領十萬石を、其子主馬利幹につがしめらる」(常憲院殿御実紀 卷五十七 宝永五年閏正月五日条)	「(宝永) 五年閏正月五日遺領を継」
利視	「陸奥の国盛岡城主南部大膳亮利幹子なかりければ、父備後守信恩が遺腹の子吉助利視を養子とし、遺領十萬石を襲しむ」(有徳院殿御実紀 卷二十一 享保十年七月二十一日条)	「享保十年兄利幹が嗣となり、七月二十一日遺領を継」
利雄	記事なし	「宝暦二年五月二十五日遺領を継」
利正	「陸奥国盛岡城主南部大膳大夫利雄が養子修理大夫利正に原封十萬石をつがしむ」(淺明院殿御実紀 卷四十二 安永九年二月七日条)	「(安永) 九年二月七日遺領を継」
利敬	—	「天明四年七月十七日遺領を継」

『新訂増補国史大系 徳川実紀』、『新訂寛政重修諸家譜』 4 107～111頁により作成

別表2 江戸幕府官撰史書にみる八戸藩主家督時の記載

	徳川実紀	寛政重修諸家譜
直房	「陸奥国盛岡城主南部山城守重直、かねて公の御旨にまかせ養子せん事こひ置てうせしかば、遺領十萬石を弟二人に分て、隼人重信八萬石、数馬直房二萬石給ふ」(厳有院殿御実紀 卷二十九 寛文四年十二月六日条)	「寛文四年十二月六日兄重直が遺領のうち、陸奥国三戸・九戸・志和三郡のうちにをいて二萬石をわかち賜はり、柳間に候す」
直政	「陸奥の国八戸領主南部左衛門佐直房遺領二萬石を、長子武太夫直政につがしむ(中略)兄山城守重直が卒せし時、寛文四年十二月六日舎弟等に封地分たしめらる(中略)(藩翰譜には重直卒せし時、八戸の地を分ちゆづるとあるは誤れり、重直おもふ所やありけん、遺領の事聞えあげずしてうせければ、おほやけより、舎弟等に分ちたまひしにて、重直がゆづりしにはあらず」(厳有院殿御実紀 卷三十七 寛文八年八月二十一日条)	「(寛文)八年八月二十一日遺領を継」
通信	「陸奥国八戸領主南部遠江守直政が遺領二萬石を養子右近通信につがしめらる」(常憲院殿御実紀 卷三十九 元禄十二年五月十三日条)	「(元禄)十二年五月十三日遺領を継」
広信	「陸奥国八戸領主南部遠江守通信遺領二萬石を、その子宮内広信につがしむ」(有徳院殿御実紀 卷三 享保元年十月二十六日条)	「享保元年十月廿六日遺領を継」
信興	「陸奥国八戸領主南部甲斐守広信遺領二萬石を、其子亀之助信興につがしむ」(有徳院殿御実紀 卷五十三 寛保元年六月二十四日条)	「寛保元年六月二十四日遺領を継」
信依	「陸奥国八戸領主南部左衛門尉信興致仕し、その子左近信依に所領二萬石をつがしむ」(凌明院殿御実紀 卷十一 明和二年六月二十九日条)	「明和二年五月二十九日封を襲」
信房	「陸奥国八戸の領主南部甲斐守信依致仕し、其子右近信房をもて、所領一萬石(ママ)を襲しむ」(凌明院殿御実紀 卷四十四 天明元年二月十四日条)	「天明元年二月二十五日封を継」
信真	—	「(天明)八年二月十三日封を継」

『新訂増補国史大系 徳川実紀』、『新訂寛政重修諸家譜』4 113～114頁により作成